

政治倫理審査会記録

令和3年8月10日

【開催日】 令和3年8月10日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時40分

【出席委員】

会 長	矢 田 松 夫	副 会 長	岡 山 明
委 員	伊 場 勇	委 員	笹 木 慶 之
委 員	水 津 治	委 員	杉 本 保 喜
委 員	恒 松 恵 子	委 員	中 岡 英 二

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議 長	小 野 泰		
-----	-------	--	--

【参考人】

参 考 人	杉 山 晶 等	参 考 人	山 田 伸 幸
-------	---------	-------	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
------	---------	-------	---------

【審査内容】

- 1 調査請求代表者からの事情の聴取
- 2 被審査議員からの事情の聴取
- 3 その他

午前9時 開会

矢田松夫会長 おはようございます。ただいまから第2回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開催します。山田伸幸議員に対する調査請求について審査を行いたいと思いますけれど、本日は、調査請求代表者の杉山晶等さんに出席いただいております。それでは、審査会を代表して御挨拶を申し上げたいというふうに思っております。本日は大変御多忙の中、本審査会に御出席いただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます

ございました。審査会を代表して、厚く御礼を申し上げるとともに、本日は忌たんのない御意見を述べるようお願いしたいと思っております。これから、皆さん方に御意見を頂くわけでありませうけれど、これまで多くの添付資料が出されております。熟読されたと思っております。さらに今朝も杉山さんから資料を頂いておりますので、この場で杉山さんから御報告なり、御説明することがありましたらお願いしたいと思っております。なお、杉山さんは委員に対して質問ができないということになっておりますので、御了承願いたいと思います。それでは審査請求の内容について、添付資料も含めて、杉山さんのほうから何かございましたらよろしく申し上げます。

杉山晶等参考人 おはようございます。座ったままでお話をさせていただきたいと思っております。本日はこのような機会を与えてくださりまして、誠にありがとうございます。本日は請求資料に加えて、追加資料をお持ちしました。休みもあったことですので、もうちょっと早くお出しすればよかったんですけども、本日になってしまいました。追加資料について、若干説明させていただこうと思っております。まず1枚目の追加意見書は先日、国家賠償法に基づく裁判がございまして、そのときの山田議員の言動について、皆さんにお知らせしたくて、資料にまとめてまいりました。それから2枚目は、分かりやすいように山田議員の行動について時系列にさせていただきました。たくさんの資料をお持ちしましたので、これを見られたら、資料と時系列が符合していくのではないかなというふうに思います。後でじっくりとお読みになっていただいたらというふうに思います。請求の趣旨も含めて簡単にお話しさせていただこうと思っております。山田議員より不穏当発言がありまして、直ちに私どもは抗議文を本人に送りました。この時点で、本人がこれを真摯に捉え、私と直接対話することができたはずなんです。しかしながら、3年を経過しようとしているところですが、いまだ反省すらしていないという状況です。私どもはやむなく司法の場に解決の方法を見いだしていきました。法律上、名誉毀損による損害賠償という形になりましたけど、私自身、損害賠償を金

品で賠償していただくというようなつもりは毛頭ございません。それよりも、彼に反省していただいて、謝っていただく。これをおいてほかに私は考えておりませんでした。しかしながら、私も知りませんでしたけど、司法は言論の府に対して、原則不介入であったわけです。そして私どもの訴えは認めていただけませんでした。同時に、司法は議会の場でされた発言については、議会で解決してくださいという考え方だということを知ることになったわけです。本日の政治倫理審査会について、私は、当時は知る由もございませんでした。早速、今度は議会の設置者である市に対して、国家賠償法という法律に基づいて、ただいま係争中であるのが現状です。先ほど申しましたように、私は金品で賠償していただくとか、そんなつもりは全くございません。問題なのは、山田議員が政治的倫理感を持っているのか。あるいは道義的責任を果たしているのか。この1点です。ですから、この場に来て、当然ながら私は法律論、裁判の行方、結果について皆様に審議していただくというつもりはございません。この委員会の名のおり、条例に基づいて、政治倫理について審査していただきたいと切に思っております。本日お持ちした資料は、裁判において、彼の言動について簡単にまとめております。これを見ていただいて、彼の政治倫理感を伺っていただいたらというつもりで資料をお持ちいたしました。以上です。

矢田松夫会長 ありがとうございます。これから皆さん方から杉山さんに対して質疑をしていただくわけでありませうけれども、最初に杉山さんにお断りしておきたいんですけど、調査請求者代表者の杉山晶等さんというふうにお呼びするよりは、杉山さんと略させていただきますか。

杉山晶等参考人 常にそのように、皆様から呼ばれておりますので、そのほうがいいです。

矢田松夫会長 ありがとうございます。そういうことで、これからそういうふうにご略称で杉山さんというふうにご発言がありましたら当てていきたい

と思っております。それでは委員の皆さん方から、杉山さんに対して質疑がありましたらお願いします。

杉本保喜委員 今回の一連の状況を見たときに、杉山さんの精神的な苦痛というのは十分に理解しているつもりですが、このほかにいろんな形で物理的な被害というものがあつたのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

杉山晶等参考人 審議をスムーズに進めるために、きちんとお答えができるように、あらかじめ御質問について頂いているところです。これを見るに9問ほど頂いておりますが、実は同じような回答になるような御質問も頂いておりますが、質問は控えてくださいというふうに言われましたけれども、質問ではございませんけども、一つずつお答えするという形でよろしいでしょうか。（発言する者あり）それではお答えします。物理的な損害ということについては、いささか不明確ではありますが、実際の損害については、取引先からブラック企業という発言があつたけれども、いかがなのかという問合せがございました。通常どおりの見積りを差し上げて、そことは良い取引をしていますから、受注を頂ける予定でありましたけれども、理由を聞いても答えてはいただけませんでした。今回はちょっと見合せたいというふうな受注を断られたケースは、直接私が電話口で話したことでもあります。その他るるあつたんですけれども、私自身が一手に受注業務をしているわけではございませんので、いろいろそういった内容のことはあつたと思います。とりわけ山田議員の発言があつた翌年、4億円の売上げ減という数字が出ております。例年10億円強ぐらいの売上げをしているところでございますので、3割から4割の売上げ減になつたということが実際の損害ではなかろうかと考えております。

水津治委員 提出していただいた添付資料の中に、街頭演説が3月19日と3月26日と。今日の資料には4月10日、4月14日、計4回対象議員

が会社の近くで街頭演説されたというふうになっていますが、会社の中
ですから、詳しくはなかなか難しいかも知れませんが、批判的な発言
とか、会社の名前を何度も何度も演説する、いわゆる演説の目的が御社
であったというふうには理解できるんですが、具体的にどのような内容
の演説があったか、記憶の中で分かればお聞かせいただきたいんですが。

杉山晶等参考人 まず、私が私財を投じて意見広告を発行しました。これに載
っているのが、3月19日、そして3月26日というふうを書いてあり
ますけど、掲載し切れないから載せていないだけで、実際には、私ども
の会社の近くにわざわざお越しになられて、右に左にと街宣車をとめら
れて、計4日間街宣を、マイクを持って大きな声でされております。こ
れについては、私も終始、彼につきまどっているわけではありません。
ゲリラのように突然あらわれるもんですから、どうも、何かマイクでし
ゃべっている人がいるという情報を聞きつけて、そこに行って、本人を
確認した次第です。そのときには本人はもう随分としゃべっていますし、
何をしゃべっているのか聞き取れてはいません。ただ、断片的に聞いた
話は、その当時ですから、太陽産業のことはもちろん会社名をしっかりと
出されて、それは聞き取りました。Yフーズという言葉も出てきまし
た。それから、市長回答という言葉も聞いたように記憶しております。
何を言っているのか、そこまではよく聞き取ってないんですが、ことに
太陽産業のことについては私もしっかりと聞こうとしました。山田議員
が発行している明るいまちの内容をマイクで言っているように聞き取れ
ました。言論封殺だの、先ほど申しましたように、もう既に裁判で決着
済みだと。太陽産業は何を言っているのかというような内容だったよう
に聞こえます。全く反省をするというところではございません。真っ向
から対抗なさっているという姿勢はありありと伝わってきました。ゆえ
に、私は過剰な攻撃的な行動ではなかろうかというふうに考えますし、
議員であるならば、直接私に話をする機会が彼にはあったにもかかわら
ず、それをしないで、抗議文を無視して、こんな行動に打って出たとい
うことは、これは私にとっては攻撃的な行動であるというふうに言わざ

るを得ないし、議員としての資質、品格を疑わざるを得ません。

中岡英二委員 前回もらった資料の中で、調査請求の対象となるべき行動等の中で、「対象議員としての上記発言は別の会社を指すものと認識しながら、申立人による抗議活動に対して、ブラック企業発言の訂正を行うこともなく、過激に攻撃的な反応を繰り返した」とありますが、どのような内容の過激な反応ですか。

杉山晶等参考人 先ほどの御返答にもちよっとながってきますが、時系列表にも書いてありますけど、私どもが抗議文を出す。それから裁判所に訴える。あるいは意見広告を出す。公開質問状として市民が見える形で公開質問状を送る。一切、これについては直接答えようとしなくて、その都度、私どもが行った行動に対して、マイクを持ったり、あるいは御自分の広報紙に掲載したり、その都度攻撃的に対応してくるわけですね。恐らく、彼にとっては弊社の一連の抗議活動が気に入らなかったんでしょう。今回の問題ですけれども、市民の方々から、ブラック企業ではないかとの誤解を抱かれる事態に陥っているわけです。これに対して私どもが訂正を求めて抗議すること自体は、全く問題ではないと思っております。批判を含めて、山田議員は全く私どもの抗議を受け入れられないようですし、やはり一連の行動から見ると、むしろほんとに我々の抗議活動について反論をしてくるのでありましたら、そもそも抗議活動の基となっている彼の意見は、御自分の主張が正しいというような内容ではないですね。ただ単に私どもの抗議活動を逆に封鎖するような言動を取っているわけです。彼は議会において、何を言ってもいいんだと言っているということも漏れ聞いております。正に反省するどころか、ひたすら私どもの抗議を否定している。ただ否定しているというような言動なんです。何を申したいかという、そもそも御自分が招いた不穏当発言について、全く反省してないという行動について、本当に議員としての資質があるのだろうかと思いました。

矢田松夫会長 中岡委員から過激な行動、攻撃の内容、中身について質問があったわけですが、もっと具体的に何かありますか。

杉山晶等参考人 本日お持ちした時系列表を見ていただければ、具体的に山田議員が行った言動について分かると思います。繰り返し申しますけれども、私どもは何が問題なのかということをもっと最初に抗議文で明らかにして、彼に対して訂正と謝罪をしてくださいよと最初から一貫してそれを求めているわけです。しかしながら、彼は全く反省するどころか、私どもに対して攻撃的な姿勢で立ち臨んでくるわけです。一つ一つ捉えればきりがありませんけれども、私は彼と直接話がしたかったし、すべきだと思っておりました。それを拒んだのは彼です。これ自体が本当に議員としての資質を持っているのか。しかも、会話を拒むどころか、街宣車を持ち出して、私どもの会社の近くに来て、4度にわたる街宣活動をし、御自分がお持ちの広報紙に何度も私どものことを掲載する。これは議員がする行動なんではないでしょうか。私はいずれも議員がする行動ではないと思うわけです。自分が議会で発言した内容については、きちんとした場で、私と直接話をして、そして、御自分で判断するのが議員ではなかろうかと思うわけです。ですから彼の一連の行動は、議員としてあらざる行動ではなかろうかというふうに思いますし、御質問にありましたように、具体的に何をしたのかというのは、今日お持ちした資料に時系列で書いておりますし、私が提出している資料を御覧になられたらというふうに思います。

岡山明副会長 頂いた資料の中に、2ページ、3ページ、その中に書いとるんですけど、過剰に攻撃的な反応を繰り返してきたと、過剰に攻撃的な反応を示しているという文書があります。今お話しした状況の中でいくと、広報紙による批判がある。もう一つは街頭演説。この二つの形で、そういう過剰に攻撃的な反応を繰り返してきたという表現が書かれていると。そういう解釈でよろしいですか。

杉山晶等参考人 そのとおりです。普通の議員がこんなことをしますか。私は見たこともないし、聞いたこともございません。

岡山明副会長 そういう一つの項目として、広報紙もあるんですけど、もう一つ街頭演説と。今言われたのが4回されている。頂いた街頭演説の資料の中で、バス停という表現がありますね。バス停という表現が書かれているのが、意見広告の部分です。意見広告の令和3年4月。そこでバス停という表現が入っています。バス停は駐車禁止で道路交通法違反ですが、バス停で街頭演説を実施しているという回数は、何回かありましたか。

杉山晶等参考人 私が直接、バス停で彼が演説をしているのを見たのは一度です。彼は覚えていらっしゃると思いますので、19日か26日のどちらかだと思います。

岡山明副会長 3月19日、3月26日、いずれかの日にバス停で実施したと。私も8年間、何千回か街頭演説をしております。当然バス停というのは10メートル範囲においては、駐停車禁止という状況がありますね。私もバス停で街頭演説を実施した記憶は一度もないんですけど、そういう意味で1回杉山さんが見たというのであれば、例えば警察に勧告じゃないんですけど、あの方がバス停で実施していますよという、警察に駐停車禁止なんだからやめていただきたいという注意勧告のような形を警察に訴えられたかどうか、その辺をちょっと聞きたいんですが。

杉山晶等参考人 この事実については、友達に相談をしたところ、友達がこれは道交法に違反するのではないかということで、直接、小野田署に問合せをしたようです。友達が言うには、これは違反ですと。次に、こういうことをしているのを目撃したら、すぐに通報してくださいと警察に言われたと私の友達から聞きました。

岡山明副会長 警察には通報したという状況で、警察から事務局とかに、私が街頭演説したときに、注意勧告という形で警察から事務局とか、あとは直接本人にという状況があるんですけど、警察として受けたのは次の機会があれば、また報告してくれと。1回やったことに対して警察からの報告、本人又はこちらの事務局に報告は行っていないという解釈でいいですか。

杉山晶等参考人 おっしゃるとおりです。証拠写真もございます。警察に告発したいと思います。

伊場勇委員 杉本委員の質問と少しかぶるんですが、問合せ等があったということで、このブラック企業という発言に対して、企業は影響受けたんだというところを確認させてもらいたいんですが。

杉山晶等参考人 繰り返し発注をしてくださる取引先が急に発注してくれなかったということを申しましたけども、それ以外にも、私どもが仕事を依頼する専門業者さんにも、何社か私どもの発注に対して、逆にお断りになられたケースもございます。理由を聞くんですけれども、いやちょっとすいません、忙しいからと。その時期に通常忙しいからと断るような業者じゃないんですけれども、この度はお手伝いすることができませんというケースがございました。また求人広告を出して、求人をしているわけなんですけれども、定期的に求人の問合せがございましたが、彼の発言以来、求人が全くなくなっております。私どもの会社を求職する方がいなくなりました。当初はかなりの問合せを電話で頂いておりました。私も電話口で対応する事務職の者から、そういったことは聞いておったわけですが、その職員は、一身上の都合でうちの会社を去っていきました。なぜだろうと本人に退社の理由を尋ねたんですが、一身上だからと言われましたけど、私は彼が会社を辞める理由を全く考えられませんでしたし、恐らくですけど、会社への問合せに大変苦勞をしていた。そういったところから本人はうちの会社が嫌になってやめていったんだろうと思

います。この社員も一人は15年、一人は10年、うちに勤めてくれた社員ですけれども、私どもにとっては、この二人を失うことは大変な損害でありました。数えれば、まだありますけれども、私が今思いつくのは、こういった損害がございました。

岡山明副会長 私のほうからは、今回、時系列の表も作られているんですけど、3ページですが、民事調停を起こしたという状況の中で、調停にすら出頭しなかったので、調停を取り下げたと。訴訟を提起したという表現をされているんですけど、調停すらというのはどうなのか。調停とは非公開の話合いによって解決を図る手続上のもんなんですけど、そういう状況の中で、欠席の理由とか、相手議員からの理由、そういうものが何かあったかという状況なんですけど、それを聞きたいんですけど。

杉山晶等参考人 全く知らされておりません。

岡山明副会長 杉山さんからすると、調停すら出頭しなかったという状況の中で、前もって欠席する理由すら何もなかった。そういう連絡は一切ないと。議員としてのそういう民事調停に対する考え、参加することはなかったと理解していいですね。

杉山晶等参考人 時系列表で見られたとおりですけども、私は段階を踏んで彼に反省を促してきたつもりでございますが、ここに至って、いまだに彼は反省をされておられるようではございません。言葉尻を捉えて、電気事業者と言ったのは、安川電機のことだ、安川電機の子会社のことだと言っております。当時、あの場に居合わせた方、傍聴された方は、工事の受注についての審議をされているわけです。工事自体が電気工事です。そもそも電気工事です。電気工事について審議をしている状態で、この電気事業者はといった発言は、誰もがイコール太陽産業だと思うわけです。傍聴された方も、あそこにいらっしゃった方もそのように思われたですし、私も自社のことを言われたと思いました。もちろん市民の

方もそう思ったでしょう。この場に及んで、まだ彼は、電気事業者というのは安川電機の子会社だと言って、そもそもの議論をすり替えようとしていると私は考えます。

矢田松夫会長 ほかの委員の方で質疑ありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)杉山さんに1点ほどお聞きしたいんですが、今年の6月に時系列、あんまり時系列と言っても、この中継を見ている方とか、署名をしていただいた方は分かりませんので、時系列と言っても中継を見ている方は、資料を持ってないですからね。ですからちょっと読み上げますけれど、今年の6月の議会で、山田議員が「ブラック企業はJVで組んでいた会社ではないことが判明したので、発言の訂正をします」と本人は述べておりますけれど、問題はこれ以降何もなかったんですよ。貴社に対する謝罪とかですね。冒頭、杉山さんが言われたのは、私は金品を求めているんじゃない。判決を求めているんじゃない。ただ一言、謝罪をしてくれればいいんだということを言われました。今もその気持ちは、もう1回心の底をお答え願いたいんですが、お願いします。

杉山晶等参考人 私としては、山田議員の自らの発言が誤解を招くものであったわけです。これを長期にわたって放置し続けてきたこと。それから、弊社の抗議活動に対する批判的な彼の活動、対応について、併せて謝罪をしていただけるのであれば、私はこれ以上のことはありません。

矢田松夫会長 ほかの委員の方で、ないですか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ、以上で調査請求についての質疑を終わりたいと思います。それでは杉山さんに一言御礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本審査会に御出席いただき感謝を申し上げます。また、貴重な回答も頂きました。心から感謝します。今後の審査会において杉山さんから頂いた御意見については慎重審査をしていきたいというふうに思っておりますので、改めて、感謝を申し上げまして、杉山さんの意見陳述については終わりたいと思います。今日はありがとうございました。それでは10時30分

まで休憩します。

(杉山晶等参考人退室)

午前 9 時 4 0 分 休憩

午前 1 0 時 3 0 分 再開

矢田松夫会長 それでは休憩を解きまして、再開します。今回の調査請求については、7月21日付けで杉山晶等さんから出されております。対象議員としては山田伸幸議員ということであります。ですから、今から山田議員から事情をお聞きするために、今日は調査請求の対象となる山田議員にお越しいただきました。この度の調査請求書について、委員から山田議員に質疑します。質疑が終わりましたら、調査請求書についての山田議員の意見を聞きたいと思っております。それでは、委員の質疑を求めます。

水津治委員 平成30年10月23日に、代表者杉山さんから抗議文が送付されて、受領されたということは記録に残っております。それから次に令和3年4月29日に公開質問状が送付されたとなっておりますが、いずれも回答をされていないんですが、回答されていない理由というのがありますか。

山田伸幸参考人 最初のはがきの件については、弁護士と相談の上、受け取ったという事実のみを送付しました。中身については、詳しく論じることは必要ないというふうに考えておりました。二つ目の公開質問状については、これは求められたことであり、それに回答するかどうかというのは、こちらの判断であるというふうに考えております。この間、裁判等で明らかになっておりますので、それ以上私から、公開質問状に対してお答えすることはないというふうに考えておりました。

伊場勇委員 今年度の5月20日に本会議で山田さんから発言の訂正がございましたが、この事実を知ったのはいつ頃でしょうか。要は間違っていたという事実が分かった時期はいつですか。

山田伸幸参考人 本会議での発言の後です。私がこういうふうに発言したということで、相談者に対し確認したところ、実は会社名は違っておりますということを言われて、そこで初めて分かりました。

伊場勇委員 その時期はいつだったのかという質問です。

山田伸幸参考人 10月半ばから後半だったというふうに考えております。

伊場勇委員 平成30年10月の下旬か半ばぐらいということなのですが、間違った発言をしたことに気付いていた時期がその時期ですよ。そのときに抗議文も同じ時期に出されているんですけど、そこは弁護士と相談して、受け取った事実だけを伝えるのみにしたというところで、確認ですが、事実を知っていたけど、そうしたということなんですね。

山田伸幸参考人 抗議文の中身を検討した上で、受け取りましたということだけです。それ以上、文章でのやり取りは余り好ましくないのではないかとこのように考えておりました。

杉本保喜委員 要するに、御自分が発言した内容が、実は誤解を招く内容であったということで、それを釈明するというか、そういうようなことを早くやらなければいけないというふうに考えたことはなかったのでしょうか。

山田伸幸参考人 その後、調停に持ち出され、さらには、裁判にもなっておりましたので、そういった対応に追われておりました。弁護士とも相談して、ずっとそういった対応に追われておりました。本会議での発言とな

らないのは、やはり議会内でのそういった対応というか、なかったから
です。

杉本保喜委員 やはり一番被害を被ったというか、結果として陳情というか、
被害を受けたなど感じている人がいるんだということは自覚されていた
と思うんですけど、それについて一応釈明をするというような考えは
なかったんですか。

山田伸幸参考人 既に調停、そして裁判ということにどんどん走っておりました
ので、議会内での対応というか、既にそれは終わっていたというふう
に考えております。通常は議会内での対応が不調に終わって、裁判等
に行く。これが通常の手順だというふうに考えておりましたので、後は
裁判で明らかになるものというふうに考えておりました。

恒松恵子委員 不穏当な発言が太陽産業を指すものではないと説明されながら、
街頭宣伝に太陽産業さんの社屋付近を選択されたのは、広報紙に対する
抗議の意味があったのか、それともただの偶然か教えてください。

山田伸幸参考人 そのことについて、ここで議会が取り上げるのはいかがなん
でしょうか。どうなんでしょうか。私としては、市内全域で街頭宣伝を
やっております、そこだけでやったわけではありません。当時、議会
に対していろんな陳情や要望書等が出ておりました、発言がどうしても
不自由なことと考えておりましたので、併せて市内数箇所、街頭宣伝
をしておりました。その一環です。

矢田松夫会長 場所を特定したことについての理由は、ここでは述べられない
ということでもいいんですね。

山田伸幸参考人 有帆地域でやったという認識はあります。そのほかにも、高
泊でもやりましたし、高千帆でもやりましたし、小野田でもやりました。

本山でも当然のようにやっております。全域でやっております。

笹木慶之委員 令和3年4月13日に議会運営委員会で意見聴取されましたですね。その流れを受けた中で、その後に、山田議員は議会での発言をされたと思うんですが、その辺りの関係について、いかがでしょうか。

矢田松夫会長 今ので分かりますか。（「意味が分かりません」と呼ぶ者あり）
笹木委員、もう少し詳しく質疑できますか。

笹木慶之委員 議運の中に呼ばれて、そして意見の陳述をされた。議会運営委員会としては取り計らいを当然持っておったというふうに思うんですが、それに関連して、その前に山田委員のほうから、議会で対応がされたというふうに認識しているんですが、違いますか。

矢田松夫会長 ちょっと待って。もう少し何か、山田議員はまだ首をかしげていますが、もう少し詳しくお願いします。

笹木慶之委員 陳情書が出てきた。それに基づいて、議会運営委員会で対応された。参考人としてね。その中で、次の本会議の冒頭において、山田議員から訂正の発言がされたというふうにはしているんですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

矢田松夫会長 訂正の発言をした理由について、いかがですか。経緯のことを笹木委員が言っておりますので、それについて山田議員のほうからお答えをお願いします。

山田伸幸委員 議会運営委員会の中で、間違っていたことについての議論がありました。それについて、私自身も議長とも相談をし、訂正すべきところは訂正しなくてはいけないという判断の下、本会議での訂正となりました。間違っていた部分の訂正です。

矢田松夫会長　なぜ訂正の発言をしたのかという質問されたんです。

山田伸幸参考人　それは違っていたから、きちんと議会の中で正されていなかったもので、そういう機会を頂いたということです。

笹木慶之委員　発言の中で、間違いがあったので、議長と話し合っただけと言われましたが、そこをもう一度言ってください。

山田伸幸参考人　議長に対して、この訂正について、本会議での発言をさせていただきたいということを言いました。

矢田松夫委員　訂正内容について相談したと。字句ですね。

杉本保喜委員　訂正に至るところで、次に、それで誤解というか、実際に相手の方に間違っていましたと、ごめんなさいというところまで、なぜ行かなかったのかなというのが、非常に疑問なんですけど、その辺りの説明をしてください。

山田伸幸参考人　私の発言そのものについては、その前に広島高裁で、私の発言については名誉毀損に当たらないという確定がありましたので、それについては言う言葉はないというふうに思っておりました。もし、何なら、ここに判決文書がありますので、これを是非見ていただきたいと思います。

中岡英二委員　令和3年5月20日に山田議員は不穏当発言の訂正をされていますが、その訂正された内容をもう一度聞きたいんですが。覚えていますか。

矢田松夫会長　当時の議事録ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4月13日の第

63回議会運営委員会での発言の内容を中岡委員が言ったんですが、その内容について覚えていらっしゃいますか。

山田伸幸参考人 4月13日の議会運営委員会での発言ですか。

矢田松夫会長 その後の本会議です。休憩して、本会議での訂正の発言について、もう1回確認したいと言いますが、委員の皆さんいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）50分まで休憩します。10時50分まで、本審査会については休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

矢田松夫会長 それでは休憩を解きまして、再開します。それでは先ほどの中岡委員から、本会議での訂正については、どのような内容について訂正したのかという質問がありましたので、山田議員にお答えを願います。

山田伸幸参考人 平成30年9月28日の本会議で、私がブラック企業ではないかと発言した会社に関して、その後調査した結果、JVを組んでいた会社ではないことが判明いたしました。この点について、私の発言は間違っておりましたので、ここで訂正したいと思います。以上です。

中岡英二委員 自分の発言が間違っていたと認められています。間違った発言の中で、仮に市民に御迷惑を掛けたとかいう意識はありましたか。

山田伸幸参考人 どの部分を言われるんでしょうか。私の発言というのは、既に下った判決以上のものはできません。そこははっきりと言っておかななくてはいけない部分だと思います。引き続き、宇部地裁において、国家賠償法に基づく、当該会社が山陽小野田市を訴えた裁判が継続中であり

ますので、その中で、この問題が取上げられておりますので、詳しく論じることはできないと考えております。

中岡英二委員 確かに裁判上では問題ないと言われてはいますが、ここは倫理審査会ですよね。議会の中でこういうのをもう一度、審議してほしいという場で、法廷での裁きは、僕は余り関係ないんじゃないかなと思うんですよ。関係ないと言ったらあれですけど、それよりも、山田さんがここで訂正されて、市民に対してどういう感情を持たれたかという、そこがすごく私は知りたいところなんです。確かに裁判上では問題はないと解決しているかもしれませんが、こういう審査会の中で、山田さんが市民に対してどのように訂正、若しくは謝罪があれば良かったなと私は思うんですけど、訂正はされていますが、市民にどのような感情を持たれているかちょっとお聞きしたいんですが。

山田伸幸参考人 市議会というのは、法律に基づいて、あるいは条例に基づいて、様々な議案を審議し、それに従って、議員は発言をしておるわけです。そこでの発言が問題となって裁判にまで行ったわけです。既に地裁、そして広島高裁において、その問題については、法的な問題には至らないというふうな結論が出ておりますので、それ以上のことを私がここで言うべきではないというふうに考えます。

岡山明副会長 ちょっと申し訳ないんですけど、今日やっているのは政治倫理審査会で、裁判の話を審査している覚えはないんですよ。政治倫理審査会の仕事というのは、議員の発言、行動をそういった行動規範、これが違反しているかどうかで、政治的、道義的に責任があるかどうかを審議する倫理審査会です。法令がどうかということを知る意思は持ってないんです。そういう道義的部分という審査会じゃないかと私は思っています。そういう意味で裁判の話ではなくて、道義的にどうなんだという発言を頂きたいと思っています。どうですか。

山田伸幸参考人 私の発言に対して、それが間違っていた、あるいは法的に問題があったということで、私がそういう判決を受けていたのなら、当然それに対する責任が出てくると思います。しかしながら、先ほど言ったように、既に地裁、高裁で判決が出た問題です。それ以上のことを私はこの場では言うべきではないというふうに考えております。

岡山明副会長 5月20日の本会議における発言の訂正という話をされました。4月13日の議会運営委員会を踏まえ、本来であれば、議長からその辺の話があるのではなかったかと私は思っているんですよ。山田議員の発言は、4月13日の議会運営委員会において、不穏当発言と認定したという状況の中で、本来、口頭注意が予定されていたのではないかと考えています。そういう状況の中で、山田議員のほうから訂正という発言があった。山田議員は当然この4月13日の議運の内容は確認されていらっしゃると思うんです。4月13日の議運の内容を確認した上で、自分の発言、こういう訂正だけで、道義的に間違いないと判断されたということでもいいですか。

山田伸幸参考人 私が本会議で発言したのは、議会運営委員会の中で、私が訂正する機会を逸したという発言をしていると思います。それに従って議長に訂正の申出をし、それが議長から認められて、本会議でそういう場が与えられたというふうに考えております。議会運営委員会でどのような決定があったとかいうのを私は聞いておりません。何か議会運営委員会で決定されたんですか。

岡山明副会長 4月13日の議運の議事録の中に、最終的に委員長から不穏当発言であるという認定という表現が出てきているんですが、そういう部分はいかがですか。そういう部分で自分は解釈していないという状況なんですか。

山田伸幸参考人 もしそれが不穏当と決定したというようなことであるなら、

私に何らかの通知があったかもしれませんが、私は何も聞いておりません。議会運営委員会で決定したんでしょうか。私はそれを確認しておりません。

岡山明副会長 議運はそういう回答、回答ではないけど、それに対して不穏当、不適切という発言が議運から認定のような形になったという状況を山田議員は聞いていない。そういう状況の下で、自分が訂正の発言をしたということでもいいですね。

山田伸幸参考人 私が発言を訂正したのは、その前に、議会運営委員会の中で、私自身がそういう発言の機会を逸した、その場を与えていただいたというふうに考えております。

岡山明副会長 山田議員のほうから、訂正の機会を逸したという発言をされました。それは何をもって自分の訂正に至ったかという部分が出てくるんじゃないかと思うんですけどね。

山田伸幸参考人 それは議会運営委員会の中で、違っていた部分について、なぜ訂正しなかったのかというふうに聞かれて、そういう場がなかったというふうに私は答えていると思います。私自身そういう場を議長に与えていただきたいという申出を行いました。

矢田松夫会長 4月13日の議会運営委員会の結論についての資料は皆さんお持ちですか。また休憩して、その資料を頂きましょうか。そこが争点になっておりますので。それがあって、5月の山田さんの訂正に至ったわけです。事務局でその資料は出せるんですか。（発言する者あり）11時10分まで休憩します。

午前11時 休憩

矢田松夫会長 それでは休憩を解きまして、再開します。先ほどの休憩の理由は、今回杉山晶等さんから倫理審査会の開催の請求書が出まして、その中では第3条の第1号について審査してくれということでありまして、その中で調査請求の対象となる理由の内容についての中の①の中に、平成30年9月28日の議会におけるブラック企業発言について、先ほどから議運とか本会議場での訂正についての内容について皆さん方から質疑があったわけでありまして、そのことについての資料を先ほど出させていただきました。それでは再開しますので、基本的には、ブラック企業発言についてどうであったのかということを中心に、山田議員に質疑をされたらいかがでしょうかということで、再開します。それでは委員の皆さん方から御質疑をお受けします。

伊場勇委員 ブラック企業というところの発言が、平成30年9月28日にあつてからの話を少しお聞かせください。その後、いろいろ意見広告や山田さんが書かれている明るいまち等の文章がいろいろ出ている中で、今までに請求者の方と直接、対話するような機会を今まで持ったことはありますか。

山田伸幸参考人 直接にはありません。先日も山口地方裁判所で会いましたが、双方が意見陳述という形で、弁護士から聞かれたことを答弁しただけです。

伊場勇委員 分かりました。そして次に、先ほど街頭演説のことは御質問がありました。請求者はなぜ会社の前でやったのかとか、そういうところをやはり気にされているんですね。そのことについて、例えば意見広告を請求者の方が出されていますが、それに対しての仕返しと申しますか、そういった意図はあったのかどうか、お願いします。

山田伸幸参考人 その意見広告は、私たちが確認した中では、私の家の近所のみに限られておりました。しかしながら、議会に対しては陳情書だとか要望書という形で、発言をきちんと議員ができないような意図と受け取りましたので、言論封殺というふうな形で記事も書きましたし、街頭演説でも、議会での発言を守らなくてはいけないという街頭演説を行いました。

伊場勇委員 分かりました。意見広告についてなんですが、それについてもすっかり街頭演説でいろいろおっしゃっているというところなんですが、その発行元ですよ。発行元は請求者の方ですが、直接抗議をするとか、そういった連絡などをしたことはあるんですか。

山田伸幸参考人 ありません。私が行ったのは、私が日頃から発行している明るいまちで自分の見解を述べております。

伊場勇委員 分かりました。では、広島高裁の判決は違法ではないというところなんですが、その判決は抜きにして、議員として、市民を傷つけてしまうであろう発言をしても問題ないと山田さんは考えているのか、その部分だけお願いします。

山田伸幸参考人 私はそのような発言をしたことは今までありません。何でも自由勝手に言ってもいいというふうに受け取られかねないようなことが書かれておりますが、私はそういったことを発言した覚えはありません。

伊場勇委員 山田さん自身はそうだったかもしれませんが、相手は傷つけられたという場合もあると思うんですね。これは政治倫理的な考え方だと思うんですけども、傷つけられたという方に対して、何も言わないというのは問題ないということではないのでしょうか。

山田伸幸参考人 名誉棄損があったから、そういうふうに傷ついたというふう

に考えるべきだというふうに私は考えております。実際に裁判に訴えられ、私自身も裁判に出て、陳述などしてきておりましたけれど、やはり、議員である限りは法的にどうだったか、条例的にどうだったかということが問われると思います。今言われたように、政治倫理基準というのが書かれておりますが、そのどこが私の発言に関わるものなのか。私はここでははっきりとは断言できていないというふうに思っております。

伊場勇委員 名誉棄損とは離して考えられないかなと思うんです。政治倫理なんですよ。名誉棄損という罪の話をしているわけじゃなくて、全てが罪になるとは思わないんですよ。そういうところの発言は程度がすごく大事で、それを政治倫理として、ここでしっかり審査しなくてはいけない。山田さんは名誉棄損であるかないかだけをおっしゃっているんですけども、そうじゃないところ。対市民に対して、傷つけてしまったという認識はありますか、ないですか。もう一度聞きます。

山田伸幸参考人 相手の方がそう言うておられるのであれば、それを否定する気持ちはありません。しかしながら、私のほうでも家族がこれまで地域で真面目に地域の活動をし、議員としても、真面目に活動してきたことに対して、そういった反対的な活動をされたことに対して、非常に家族が傷つきました。私も何度も家族とも話合い、議員として続けていく旨で何とか了解を得ましたけれど、本当に家族に心痛を掛けてしまったというのは感じております。それと同等のことが相手にもあったのかも知れませんが、直接的に話をしておりません。そういう場も持っておりませんので、私はこれ以上のことはそこでは言えません。

中岡英二委員 山田さんの話の中で、これから先、請求者と裁判所以外で、こうした話合いというか、そういうのをもちたいという気持ちはありますか、請求者に対して。

山田伸幸参考人 それについては今、山口地裁で和解案なるものが出てきてお

りまして、それに関わる問題ですので、ここでは発言を差し控えたいと思います。

中岡英二委員 それは裁判所に関わることだから、話ができない。和解を急ぐなら、そういうのを度外視してできないんですか、請求者との話し合いは。

山田伸幸参考人 そういった内容が含まれておりますので、ここでは発言できないと言っているんです。

矢田松夫会長 先ほど伊場委員が大事なことを言ったんです。名誉棄損ではなくて、今回の審査会の一番の大事なところは、品位に欠けた発言であったのかどうなのかということが一番大事なんですよということを伊場委員が言われたんですよね。これについて、再度品位に欠けた発言であったのかどうなのかということの回答をもう1回言っていただけますか。なければならないと言っていいですから。

山田伸幸参考人 私は発言の際、企業名を出さず、その辺は最大限の配慮をして発言をしております。ただ、私が受けた相談内容が非常に苛酷なものでありましたので、ブラック企業ではないかというふうな表現を用いております。しかも、それはブラック企業だと決めつけたわけではないということも御承知おきいただきたいと思います。

岡山明副会長 私のほうからは、今お話があったようにブラック企業という表現についてお聞きしたいんです。今回頂いた資料の中で、令和元年10月2日の答弁書の中で、労働問題に詳しい者から聞き取り調査を行ったという表現がありまして、被告は、以前より相談者の息子は安川電機に勤務していると聞いていたことから、この息子が安川電機に勤めていると思った。被告は、この労働問題に詳しい者からの聞き取り調査に着手したことを調査に入ったと述べております。被告が発言した調査とは立入調査などのことではないと表現されているんですが、非常に厳しい労

働条件、いわゆるブラック企業ではないかということで、調査に入ったこともあるという表現になっているんですけど、このブラック企業という表現は議員から出た言葉なのか、もう一つは、この労働問題に詳しい者からのアドバイスかどうか。このブラック企業という表現はどこから出たか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

山田伸幸参考人 私が受けた相談者の方は、非常に厳しい労働条件というふうに言いました。具体的に言うと、残業を100時間以上やっても、20時間分の残業手当で打切りになっておりました。その後、この企業は、労働基準監督署の立入調査を受け、相談された方の息子さんに対して2年分の不払いの残業代が支払われております。そういった内容でありましたので、私は、今後の展開について、労働問題に詳しい方に対して、どのように今後は対処すべきかということで、実際の労働時間等を息子さんから聞き取って、それをもって労働基準監督署等に訴えていくことでやっていこうじゃないかというふうな相談内容でした。そういったものがブラック企業と、どっちが言ったかという問題ではなくて、そのこと自体が大変問題だというふうに私は考えておりました。

岡山明副会長 そうすると労働問題に詳しい方と、そういう方の相談で勤務日数、そういった根拠のようなものが掲示されたという状況の下で、ブラック企業という発言をされたという解釈でいいですかね。今言われたように、労働時間を皆調査したという、具体的な根拠も出されたという状況の下で、ブラック企業なんですよという表現をしたという解釈でよろしいですか。

山田伸幸参考人 どちらが言ったかとかいう問題は、ここでは問題にならないというふうに思います。私が本会議場で「いわゆるブラック企業と思われる」というふうに発言をしたわけですから、その責任は私にあります。

岡山明副会長 そういうことで、ブラック企業発言という表現の部分は、労働

問題に詳しい方ではなくて、山田議員本人から勤務日数の根拠、具体的に判断材料を得た上でのブラック企業発言ということでもいいですね。根拠はちゃんと出たということですか。

山田伸幸参考人 今それがここで問題になるのでしょうか。

矢田松夫会長 副会長が言った質問について教えてください。答えられないなら、答えられないでもいいですから。

山田伸幸参考人 私自身の責任で発言した内容です。

岡山明副会長 私の責任の下で発言したということですか。もう1回言ってもらえますか。

山田伸幸参考人 発言したのは私ですから、私にその責任はあります。私に対して、裁判が起こされたわけですから、調停も起こされたわけですから、私の責任です。

岡山明副会長 そういう発言もある状況で、対象企業の調査に入ったのは、安川電機に勤めている息子さんという最初の条件が、1か月後には、安川電機の下請の会社であるという表現。なおかつ訴訟を起こしているのが太陽産業さんという非常に厳しい、難しいというか、おかしいという状況だと普通の人と思うんじゃないですか。本来であれば、安川電機に訴えるべきものが、訴えてきたのが太陽産業ですよね。対象企業が違ってきているという状況に見受けられるんですけど、この点、もう一つあるんですけど、もう一つ労働関係に詳しい人という方がいらっしゃるという状況の中で、そういう指摘とか、そういう助言とかじゃないんですけど、山田さん、どうも対象とする企業が違うんじゃないかという話が出てくるんじゃないですか。

山田伸幸参考人 実は私がそういった発言に至ったのは、当時の産業建設委員会の委員長の委員長報告の発言を受けてからです。その発言の中に、予定額が5億8,000万円、落札額が3億2,000万円。こういった安い金額で落札された理由を相手企業に聞いているんですね。その企業の答えが、なかなか近年こういった大きな仕事はないので、今後も引き続き山陽小野田市と付き合いをしたいので、安いかと思われるが、この金額で落札したという証言があります。それを受けて、私は予定額より大体6割程度の金額で落札するということは、下請の労働者、あるいはその企業で働く労働者に対して、同じような厳しい労働条件が押しつけられはしないかという心配がありましたので、そういったことを質問したわけであります。

矢田松夫会長 岡山副会長、簡潔にお願いします。

岡山副会長 今の話は当然、議運の中の回答と全く同じ発言をされていますので、それはよく分かります。よく分かる状況の中で、本来であれば、企業が違うという状況になった場合、なぜその時点で修正という状況になると、それはもう発言が最終日であったというところで修正もできんという状況であれば、その後に抗議文も出ているという状況であれば、議員として、当然1か月後に下請会社というのが判明したという状況であれば、本来であれば、その時点で太陽産業のほうに申し訳なかったと、おたくではなかったという修正とともに、謝罪の発言もその時点でされれば、ここまで3年間もこういう事案として延長されることは、私はなかったと思うんですが、その辺はいかがですか。

山田伸幸参考人 その辺は先ほども言いましたように、既に調停を申立てられ、その後、裁判に至ったわけです。その裁判の途中にもかかわらず、そういった発言を議会の中ではできるはずがありません。その結論をもって、議会運営委員会の中で、私自身も間違い部分を認めましたので、その発言の機会をいつ頂くかというのはなかなか難しいタイミングでした。ど

ちらにしても、裁判が進まないことには勝手にそういう発言をできるわけはありませんので、そういった時期的なものがあったというふうに考えております。

岡山明副会長 今のお話を聞くと、そういう謝罪で自分がまた戻ってくるんです。謝罪という状況なんです。今回は政治倫理審査会という状況の中で、倫理審査会の仕事としては、行動規範、具体的には政治倫理綱領と、その二つの下で話が進められるという状況で、今回、提訴されているのは市議会政治倫理条例の第3条第1号、市民全体の代表としての品位と名誉を保持し、その職責に関する疑惑を持たれる行為をしないことというところで、そういった意味で、私はこの職務に関して疑惑を持たれるというお話を聞いていると、その辺が謝罪修正、謝罪ではないけど、そういう部分で、早くすれば済んだという状況じゃないかと思うんですよ。政治倫理綱領にも全く一緒という状況で、我々は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、速やかに真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならないという政治倫理綱領と、今言われたように、そういう政治倫理、政治規範、政治倫理綱領、これは全く同じという状況があるんですよ。そういった意味で、山田議員の話を聞くと、やっぱり自ら真摯な態度をもって疑惑を解明するという状況じゃなくて、裁判が全てですよ。裁判の状況によって、今話せません。そうではなくて紳士的に裁判以外の中でも、相手方と話すチャンスが私は、抗議文とかの状況の中で、9月30日の発言の下で機会はあったんじゃないか、次の議会でも話せる機会はあったんじゃないかと私は思ったんですけどね。そういう意味で、真摯な態度をもって疑惑を晴らすという、なかなか厳しい状況じゃないかと私は思うんですけど、そういう部分で、山田さんのほうから真摯な態度をもって疑惑を解明するという部分は、今は法令のほうを優先するという状況なんですかね。

山田伸幸参考人 議員というのは、最初も言いましたように、法令若しくは条

例にのっとして活動する、行動する、あるいは審査に臨むということが最小限求められている部分であります。そして、私自身既に弁護士からそういう文書をどんどん送りつけられておりましたので、いずれ裁判になるということで、私自身も弁護士と相談をし、その弁護士の指示の下に、文章を書き、そして調停にも出席しましたが、出席した日にはもう既に取下げられておりましたので、今日は調停を行いませんというふうなことを調停官から聞きました。その後、裁判になりました。裁判の係争中に、私が弁護士の指示も聞かないまま、勝手に自分の判断で、そういったことはできないというふうに思っております。

伊場勇委員 この議案については、もうこの時期まで来ると裁判どうの関係ないと僕は思っています。結局のところ、政治倫理基準に違反したら、議長の注意又は謝罪文の朗読をしなくてはいけなくなるんですね。このことについて、この事案が違反と認められれば、その二つの措置をするということについては、裁判は関係ないと思うんですが、山田議員はどういったお考えでしょうか。

山田伸幸参考人 この点は皆さんに賢明な判断を仰ぎたいと思います。私の日頃の活動を見ておられて、私がそういったものに違反したかどうかということ判断していただくしかないというふうに思いますし、先ほどから、なぜか、裁判の結果については、なかなか聞いていただけない状況があるのはなぜかなというのは考えております。

水津治委員 普通、訂正をする場合は訂正とおわびという、道義的には通常起こってくる世の中ではあることと私は思っております。そういったところまで、訂正の後に迷惑が掛かった方がおられたというふうに思えば、次の言葉が出てくると思うんですね。御迷惑を掛けたなり、おわび申し上げますという言葉が自然に出てくると思うんですが、そういったことまでは思い付きませんでしたでしょうか。

山田伸幸参考人 それについては現在進行中の裁判の中に含まれる問題でありますので、論評はしません。

杉本保喜委員 山田議員に聞きますけれども、この政治倫理審査会そのものについてはどういうふうに考えておられますか。

山田伸幸参考人 私はこの政治倫理条例を作るに当たって、その一員として、この条文をまとめてまいりました。それに従って私は行動してきたというふうに考えております。

矢田松夫会長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ審査請求者の杉山さんが言われております調査請求の対象となる事由の内容については、①は先ほどから言っております平成30年9月28日の議会におけるブラック企業の発言と、その発言をめぐる、その後の山田議員の対応状況について、政治倫理条例第3条の第1号及び第5号に該当するんじゃないかということで今回開いたわけではありますが、山田議員について、ここでそれらの調査請求書というか、それについて何か御意見がありましたら。発言されても結構ですので、お願いします。

山田伸幸参考人 請求者に対して、私から意見はありません。

矢田松夫会長 ないということですね。意見がないということは、皆さん方が山田議員について質問する、質疑をするということもないということですね。ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ないということではありますが、それでは以上で、山田議員の意見陳述については終了させていただきます。それでは山田議員の退出をお願いします。

（山田伸幸参考人退室）

矢田松夫会長 それでは以上をもちまして第2回政治倫理審査会については終

了します。御苦勞様でした。

午前11時40分 散会

令和3年（2021年）8月10日

政治倫理審査会長 矢 田 松 夫